

政 令

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第十六号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日は、令和三年二月一日とする。

経済産業大臣 梶山 弘志
内閣総理大臣 菅 義偉

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四條第一項の事業の区分及び規模を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第十七号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四條第一項の事業の区分及び規模を定める政令

内閣は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第四條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第四條第一項の政令で定める事業の区分は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める規模は、当該事業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

事業の区分	規模
一 商品等提供利用者が一般利用者に対して商品等（法第二條第一項に規定する商品等）を次のいづれにも該当するもの イ 商品等提供利用者が主として事業者でありかつ一般利用者が主として事業者以外のものであること	年度（四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ）における次に掲げる額の合計額が三千億円 イ 商品等提供利用者による商品等の提供額（当該事業に係る場におけるものに限る。口において同じ）に係る国内売上額の合計額

ロ 広く消費者の需要に応じた商品等を提供するものであつて、当該商品等に（食料、飲料及び日用品が含まれていること）
ハ 商品等の提供価格その他当該商品等に関する情報を一般利用者に対して表示して行うものであること

商品等提供利用者が一般利用者に対してソフトウェア（携帯電話端末又はこれに類する端末において動作するものに限る。以下同じ）を提供する事業及び当該ソフトウェアにおける権利を販売する事業であつて、次のいづれにも該当するもの
イ 商品等提供利用者が主として事業者でありかつ一般利用者が主として事業者以外のものであること
ロ 広く消費者の需要に応じたソフトウェアを提供するもの及び当該ソフトウェアにおける権利を販売するものであつて、当該ソフトウェアに電子メールの送受信のための機能を有するもの及びインターネットを利用した情報の閲覧のための機能を有するものが含まれていること
ハ ソフトウェアの提供価格、当該ソフトウェアにおける権利の販売価格その他当該ソフトウェア及び当該権利に関する情報を一般利用者に対して表示して行うものであること

二 前項に規定するもののほか、同項の国内売上額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

附則

2 この政令は、法の施行の日（令和三年二月一日）から施行する。

1 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

2 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次の次に次の一号を加える。
第四百五十六号を第四百五十七号とし、第四百五十五号を第四百五十六号とし、第四百五十四号を第四百五十五号とし、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）

内閣総理大臣 菅 義偉
経済産業大臣 梶山 弘志

社会保険労務士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

ロ デジタルプラットフォーム提供者による一般利用者に対する商品等の提供の破損（商品等提供利用者が提供した商品の修理に要する費用を負担する事業その他のデジタルプラットフォームの提供と一体として行う事業として経済産業省令で定める事業を除く）に係る国内売上額
円 年度における次に掲げる額の合計額が二千億円
イ 商品等提供利用者によるソフトウェアの提供及び権利の提供（当該事業に係る場（ロ）において単一「場」という）におけるものに限る。ロにおいて同じ）に係る国内売上額の合計額
ロ デジタルプラットフォーム提供者による一般利用者に対するソフトウェアの提供及び権利の提供の事業（場を提供するソフトウェアを提供する事業その他のデジタルプラットフォームの提供と一体として行う事業として経済産業省令で定める事業を除く）に係る国内売上額